



令和5年8月3日

西荻ご神木けやきを守る会代表者 様

杉並区都市整備部みどり施策担当課長
吉野 稔
杉並区環境部環境課長
近藤 高成

日頃から、区政にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

「西荻ご神木けやきを守る会」の皆様からいただきました、西荻ご神木けやきに関するご要望について所管から回答いたします。

まず、ケヤキの木の保全のため、杉並区みどりの条例第9条を守らせるようにとのご要望についてですが、区長からの指示に基づき、7月26日と31日に事業者に対し、樹木の保全及び樹木診断の実施について要望いたしました。事業者からは当初予定していた8月17日からの樹木の伐採スケジュールは延期する旨の回答がありました。このことについて、近隣の皆様には、今後、事業者からお知らせするとのことです。

また、「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱」につきましては、ご指摘のとおり第7条で近隣住民への説明会もしくは戸別訪問により説明しなければならないと規定しておりますが、戸別訪問については、共同住宅も多く、直接お会いできないこともあることから、郵便受けへの投函も認める運用をしております。なお、事業者には、問い合わせ等に対しては丁寧に対応するように申し入れているところです。

区でもみどりの保全や丁寧な対応を事業者に求めているところですので、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

・担当 みどり公園課みどりの事業係

巻島

電話03-3312-2111 内線3595

・担当 環境課公害対策係

中原、門間

電話03-3312-2111 内線3713

杉並区